

65歳になった方の市・道民税を

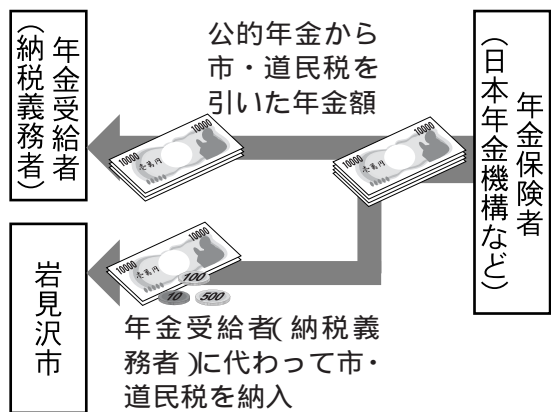
公的年金から特別徴収します

65歳以上の方の公的年金所得に係る市・道民税は、特別徴収により納めることが地方税法で定められています。

今年度から新たに対象となる方は、10月に支給される年金から市・道民税の特別徴収が開始されます。

年金特別徴収とは？

年金保険者(日本年金機構など)が、市・道民税を公的年金から引き落とし、年金受給者(納税義務者)に代わり市・道民税を納める制度です。



年金特別徴収を開始する方

- 昨年の4月2日から今年の4月1日までの間に65歳になった方で、年金所得に係る市・道民税の納付義務のある方
- 今年の4月1日現在、65歳以上で、昨年度中の税額変更などにより特別徴収が停止し、年金所得に係る市・道民税を普通徴収(納付書や口座振替)で納めている方

年金特別徴収ができない方

- 65歳以上で公的年金所得がある方で、左記に該当するときは、特別徴収の対象になりません。(障害年金や遺族年金は非課税のため特別徴収の対象になりません)
- 各年金保険者の都合により特別徴収できないとき
- 介護保険料が公的年金から特別徴収されていないとき
- 今年1月1日以降、他市町村に転居したとき
- 特別徴収されるべき市・道民税の金額が公的年金から引ききれないとき

- 6月以降に公的年金から差し引くべき税額が変更となったとき

納税通知書をご確認ください

今年6月中旬に送付している平成27年度市民税・道民税個人住民税(税額決定・納税通知書)の「4ページ目」に、年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

なお、6月以降に税額変更などがあつた方には、新たに通知書を送付していますので、最新の通知書も併せてご確認ください。

申告・問合せ先

市税務課市民税グループ

税の申告はお済みですか？

市・道民税の申告をしていない方で、市・道民税の計算に反映されていない控除(社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除など)がある場合は、申告により控除を追加・修正することができ、税額が少なくなる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

資格取得後は、市内企業への就業サポートを行います！

IT 資格取得研修 第2期生 受講者募集

パソコンの基礎から実践的・実用的な IT 知識の習得と、IT 資格(ドットコムマスターアドバンス)の取得を目指してみませんか。

日 程 11月から12月の間に実施(土・日曜日、祝日を除く)

研修日数は30日を予定。

時 間 午前9時30分～午後4時30分

対 象 市内に在住または在住予定の方で、研修後に就業する意志をお持ちの方

定 員 10人(申込順)

研修費用・資格試験費用 無料(資格試験費用は2回まで無料)

申込・問合せ先 10月21日(水)までに、岩見沢市 IT 資格取得支援センター(有明町南1 (株)はまなすインフォメーション内) ☎ 25局 8106